

**令和5年度 大阪市住吉区における
地域コミュニティ支援事業業務委託
募集要項**

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

はじめに

第1章 事業の目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 住吉区役所3階36番窓口
住吉区役所 地域課（担当：森元・川原）

TEL 06-6694-9840 FAX 06-6692-5535

E-MAIL tu0002@city.osaka.lg.jp

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/>

第1章 事業の目的・委託業務について

1. 事業の目的

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方の下、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区の範囲を基本とする校区等地域を単位として、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら、地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。

令和2年4月策定の「市政改革プラン3.0」においては、「ニア・イズ・ベター」のより一層の徹底と地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援を行うことが示されています。さらに、令和4年3月策定の「市政改革プラン3.1」において、コロナ禍における地域活動への支援や、アフターコロナを見据えたオンラインの活用など、活動の多様化に応じて地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこととされています。

当区においては、平成24年度末までに、区内全12地域で「地域活動協議会」が形成され、中間支援組織による地域活動協議会の自律的運営に向けた支援によって、一定の組織運営ができる体制が構築されました。しかしながら、10年が経過し、12地域の強み弱みが顕著になってきており、今後は12地域一律の支援ではなく、会計事務はもとより、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められるように、地域毎の分析をしっかりと行い、具体的な支援計画を策定し、目標達成意識をもって積極的に支援を行う必要があります。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かし、地域活動協議会の人材育成や資金確保を支援し、活動情報を幅広く発信するとともに、多様な活動主体との連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

本業務委託は、この中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営を図るべく積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざすことを目的とします。

2. 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金12,932,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。

※令和5年度予算の成立をもって決定します。

(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 業務内容等

※詳細は別紙 仕様書参照

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し、契約締結を行うものとします。追加・変更する業務内容については、事業予定者と本市と協議のうえ定めることとします。

上記目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

仕様書内の別紙1-1「地域活動協議会のめざす姿」の実現に向け、別紙1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるように下記I～IIIの支援を行う。

ただし、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があり、自律状況も異なることから、全地域一律の支援とせず、各地域活動協議会の自律に向けて必要な支援を行うものとする。業務の実施にあたっては、別紙1-3「取組状態・自律度の状況把握シート」及び別紙1-4「各地域活動協議会の現状について」を参照のうえ、効率的に実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響については改善に向かっている。今後は引き続き、感染拡大防止対策と地域活動の両立ができるようにアフターコロナを見据えたオンラインの活用などの支援を積極的に行うこと。

I 地域課題への取組

①自主財源の確保に向けた情報提供や申請等手続きの助言・支援

II つながりの拡充

①若い世代など幅広い市民参画の促進に向けた助言・支援

②地域活動協議会の構成団体の連携促進および担い手育成に向けた支援

③地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働に向けた支援

III 組織運営

①適正な組織運営に向けた支援

②会計事務にかかる支援

③地域活動協議会の広報機能の強化に向けた支援

(2) その他

ア 相談や受付体制の構築

イ 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進

ウ 連絡調整会議について

エ 区役所との情報共有

オ 業務計画書の作成

カ 支援計画書の作成

キ 業務報告書の提出等

<本業務における具体的な成果目標>

1 全地域活動協議会について、仕様書内の別紙1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」における、自律的に実施すべき基本的な事項の項目について、別紙1-3「取組状態・自律度の状況把握シート」において、現行より（○※）を5つ以上増加させる。

※は、仕様書15頁「指標の考え方」における1.取組状態の考え方の状態を指す。

全地域活動協議会の自律的に実施すべき基本的な事項の取組状態の数	現行○の状態	目標
228	211	216

令和4年8月末時点

2 本市が実施する地域活動協議会構成団体を対象としたアンケート調査

項目	目標値
地域活動協議会の構成団体が、地域活動協議会に対し地域の実情やニーズに即した支援が実施されていると思う割合 (参考：令和3年度結果 84.8%)	93%以上
地域活動協議会の構成団体が、地活協の意義や役割を理解し、自らの地域の特性や課題に応じた活動を進めることができていると思っている割合 (参考：令和3年度結果 88.5%)	90%以上

※割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除く。

3 本市が実施する無作為に抽出した住民を対象としたアンケート調査

項目	目標値
地域活動協議会を知っている区民の割合 (参考：令和3年度結果 50.1%)	55%以上

※割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除く。

(4) 委託料の支払い

事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定後、受注者の請求に基づき支払います。

業務の完了前に、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求する場合は、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来高部分の確認を書面により提出していただきます。

なお、部分払いについては月1回を超える事はできません。

受注者が前払いによる業務委託料の概算支払いを請求する場合で、本市がその必要性を認める場合は、当該業務完了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、提出していただきます。

(5) 契約書案

別紙参照

(6) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(7) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を行い、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものにつ

いては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではありません。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(8) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しません。

(9) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により仕様書を修正する場合があります。

3. 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内容
令和 5 年	1 月 23 日	月	公示・募集開始、参加申請・質問受付開始
	2 月 3 日	金	質問受付締切 (17 時 30 分まで)
	2 月 8 日	水	質問回答公表 (予定)
	2 月 17 日	金	公募型プロポーザル参加申請期限 (9 時 00 分～17 時 30 分まで)
	2 月 21 日	火	参加指名通知 (予定)
	2 月 22 日 ～2 月 27 日	水～月	企画提案書類受付期間 (土日・祝日除く 9 時 00 分～17 時 30 分まで)
	3 月 6 日	月	選定会議 (午後) (プレゼンテーション)
	3 月中旬	予定	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	4 月 1 日	土	契約締結 令和 5 年度委託事業開始

第 2 章 応募について

1. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、3 の「応募に必要な書類」の **別表 1** に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

2. 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式 1）に明記し、令和 5 年 2 月 3 日（金）17 時 30 分までに「件名」の始めに「【質問】」と明記して住吉区役所地域課（E-MAIL：tu0002@city.osaka.lg.jp）まで送信してください。
口頭または電話による申し込みは受けません。
締め切り以降の質問は、受けません。
受付けた質問については、住吉区ホームページに掲載し、個別には回答しません。

URL：

<https://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/category/3829-1-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

3. 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表 1の書類を提出してください。

(参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和 5 年 2 月 21 日（火）付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から審査会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案については、公募型プロポーザル参加指名通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。**別表2**の書類を提出してください。

提出部数 9部（正1部、副8部）

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、原本とセットにして提出してください。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。

なお、提案事業者名の記載は原本のみとし、コピーには記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

ウ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4. 提出書類の受付期間

住吉区役所地域課（3階36番窓口）まで持参してください。

（メール、FAX及び郵送不可）

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和5年1月23日（月）～2月17日（金）

土日祝日を除く、9時00分から17時30分まで。

（但し、12時15分から13時までを除く）

(2) 企画提案書類

令和5年2月22日(水)～2月27日(月)

土日祝日を除く、9時00分から17時30分まで。

(但し、12時15分から13時までを除く)

第3章 選定について

1. 選定

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和5年度大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」(以下、「選定会議」)が行い、その意見を受けて選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定します。

なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしません。

また、提案者が1者であっても選定会議で審査し、受注者としての適否を判断します。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行います。

ウ プレゼンテーション

開催日時：令和5年3月6日(月)

開催場所等詳細については、別途通知します。

プレゼンテーションにより最優秀提案事業者を決定します。

※紙ベースの資料による説明をお願いします。

※審査の結果については、書面で通知します。

エ 審査結果については、大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインに基づき、住吉区ホームページにより公表します。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度	10点
	・事業の計画性、実施内容の妥当性	10点
	・業務手法の適格性、実現可能性	20点
	・課題解決能力、手法の独創性	20点
②事業の実施体制 (人員配置等)	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	15点
③類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	10点
④所要経費、 積算見積金額	・所要経費が合理的かつ適切な配分となっているか	15点

2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付後から業者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - エ 応募金額が「第1章2.(1)」の委託上限金額を上回っている場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章 契約、その他について

1. 契約の締結

選定会議を経て契約予定事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書類に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。なお、概算払いを行う場合は、精算報告書の提出も必要となります。

(3) その他

ア 本案件に関する予算は、現在、令和5年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しません。

イ 契約の締結は、令和5年度大阪市予算が発効したときとします。

ウ 契約予定事業者として決定後、契約締結までに、契約予定事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

オ 契約予定事業者第1位の事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が契約予定事業者に繰り上がるものとします。

2. その他

(1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。

(2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：令和5年1月23日（月）～令和5年2月17日（金）（土日祝日を除く）
9時00分から17時30分まで [メール、FAX及び郵送不可]

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申請書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	様式4
⑧ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書	様式5
⑨ 過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式 [法人]、またはその3の2様式 [個人] 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩ 最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 委任状	共同体での申請の場合のみ・様式6
⑫ 協定書	共同体での申請の場合のみ

※令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：令和5年2月22日（水）～2月27日（月）（土日祝日を除く）

9時00分から17時30分まで [メール、FAX及び郵送不可]

提出部数：9部（正1部、副8部）※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするな
どし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式7：企画提案書類に添付 代表者印を捺印してください。 ※副本への添付は省略可。
企画提案書	様式8-1から様式8-7
役員名簿	様式9 既存のものがある場合は、その写し等で可 ※副本への添付は省略可。
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類 ※副本への添付は省略可。